

# 追加提出議案説明資料目次

令和5年9月定例会

資料内容	関係議案	頁
新旧対照表	議案第64号 箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例の 制定について	1～5



# 新旧对照表

箱根町附属機関設置条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

別表（第2条関係）

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	(略)	(略)	(略)
	箱根町自殺対策 計画策定委員会	自殺対策計画の策定に關する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種による健康被害に ついて調査審議すること。	7人以内
	箱根町水道事業 運営協議会	水道計画及びその実施に關する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	(略)	(略)	(略)

旧（改正前）

別表（第2条関係）

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	(略)	(略)	(略)
	箱根町自殺対策 計画策定委員会	自殺対策計画の策定に關する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町水道事業 運営協議会	水道計画及びその実施に關する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	(略)	(略)	(略)

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(34) (略)

(35) 箱根町予防接種健康被害調査委員会委員

(36)～(48) (略)

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額
(略)	(略)
箱根町自殺対策計画策定委員会委員	同 8,000円
<u>箱根町予防接種健康被害調査委員会委員</u>	<u>同 30,000円以内</u>
箱根町都市計画審議会委員	同 8,000円
(略)	(略)

旧（改正前）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(34) (略)

(35)～(47) (略)

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額
(略)	(略)
箱根町自殺対策計画策定委員会委員	同 8,000円
箱根町都市計画審議会委員	同 8,000円
(略)	(略)